

庄内町国土強靱化地域計画

令和 2 年 5 月

庄 内 町

【目 次】

I はじめに

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 1
- 3 計画の期間 1

II 庄内町における国土強靱化の基本的な考え方

- 1 庄内町における国土強靱化の理念 2
- 2 基本目標 2
- 3 強靱化を推進する上での基本的な方針 2
- 4 想定される大規模自然災害（本計画の対象） 3

III 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 5
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定 5
- 3 評価の実施手順 7
- 4 評価の結果 7

IV 強靱化に向けた施策推進方針

- 1 施策推進方針の整理 8
- 2 策定の結果 8
- 3 国土強靱化関係の交付金・補助金事業一覧 8

V 計画の推進

- 1 計画の推進管理 9
- 2 計画の見直し 9

【別表 1】 脆弱性評価結果 10

【別表 2】 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針 16

【別表 3】 国土強靱化関連の補助金・交付金事業一覧

I はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定しました。

政府においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、今後の大規模自然災害等に備えた、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

本町においては、今後想定される大規模自然災害から町民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な町土づくり」を推進するため、「庄内町国土強靱化地域計画」を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたる策定するものであり、庄内町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画として位置付け、国土強靱化に係る各種計画等の指針となるものである。

3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、策定から概ね5年間とする。

II 庄内町における国土強靱化の基本的な考え方

1 庄内町における国土強靱化の理念

庄内町においては、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超え、まちづくり政策・産業政策など総合的かつ、長期的な展望に立って国土強靱化を推進する。

2 基本目標

国土強靱化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 庄内町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 庄内町民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること
- ④ 迅速な復旧・復興が進められること

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた町の強靱化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靱化の取り組み姿勢

- 本町の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討する。
- 長期的な視点を持って計画的に取り組む。
- 本町の社会経済システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化に取り組む。

(2) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、市町村、町民、民間事業者、NPOなど関係者相互が連携して

取組みを進める。

- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるように工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 社会情勢の変化に柔軟に対応するとともに、効果的な施策の実施に配慮し、施策の重点化を図る。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- P F I^{*}の導入など、民間資金・活力を導入した取組みを推進する。
※P F I (Private Finance Initiative) :公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 高い高齢化率、全国有数の豪雪地域、豊富な再生可能エネルギー資源を有することなど、本町の特性を十分把握し取組みを進める。

(5) 国土全体の強靱化への貢献

- 国土全体で目指している代替性・補完性（リダンダンシー）の確保や、東京一極集中の是正等に貢献し、国土全体の強靱化につなげていく視点を持つ。
- 庄内町の国土強靱化を実効あるものとするため、政府の取組みとの連携を図ること。

4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

本計画は、過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりである。

【想定される大規模自然災害】

自然災害の種類		想定する規模等
大規模地震	内陸型	M7～M8 程度、最大震度 7 程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生
	海洋型	M7.7～M7.8 程度、津波最高位 16.3m、建物被害、人的被害が多数発生
台風・梅雨前線等による豪雨、竜巻、突風	大規模被害	記録的な大雨等による大規模災害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
	大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等
	暴風被害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等
暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害・家屋の倒壊、人的被害等
複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生する等

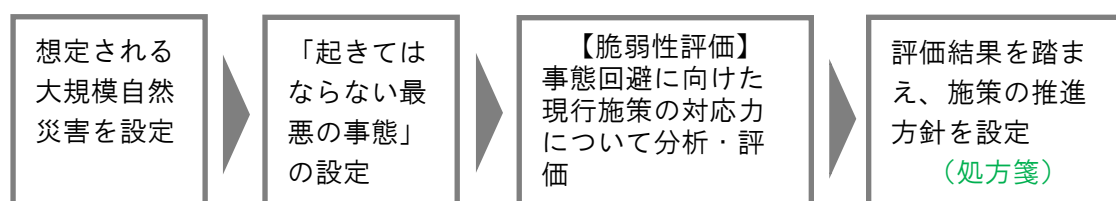
Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、庄内町の国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

庄内町の国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

県の国土強靱化地域計画を踏まえ、設定した7つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき 7つの目標	起きてはならない20の最悪の事態	
目標1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者の発生
	1-2	異常な天然現象による長期的な市街地等の浸水
	1-3	土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-4	豪雪に伴う被害の拡大
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の資源の絶対的不足
	2-4	多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態
	2-5	被災地における医療等の麻痺
	2-6	被災地における感染症等の大規模発生
目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
目標4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断や風評被害等による経済活動の停滞
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
目標5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気・上下水道・燃料等を確保すると共に、これらの早期復旧を図る	5-1	上水道等の長期間にわたる供給停止と汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	5-2	ライフライン（電気、燃料、情報通信等）の長期間にわたる機能停止
目標6 制御不能な二次災害を発生させない	6-1	地震火災による住宅密集地の延焼拡大
	6-2	ため池、排水機場などの機能不全による二次災害の発生
目標7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧復興が大幅に遅れる事態
	7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など町以外が取組み主体となるものを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価する。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用する。

4 評価の結果

評価結果は、別表1のとおりである。

IV 強靱化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理し施策推進方針を取りまとめた。

策定にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、目標の数値データを収集し、参考指標として活用した。

2 策定の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針については、別表2のとおりである。

3 国土強靱化関係の交付金・補助金事業一覧

国土強靱化関係の補助金・交付金事業の一覧については、別表3のとおりである。

V 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管部局を中心に、国や県、他の市町村等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うものとする。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県、他の市町村及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うものとする。

また、本計画は、町の国土強靱化に係る指針となるものであることから、町の国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

【別表 1】脆弱性評価結果

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 建物倒壊等による多数の死傷者、脱出困難者の発生

- ◆ 住宅の耐震化が必要
- ◆ 町営住宅や宿泊施設等の耐震化が必要
- ◆ 建築物内の室内安全対策が必要
- ◆ ブロック塀の安全対策など避難路の安全対策が必要
- ◆ 共助に必要な地域の災害対応力の向上が必要
- ◆ 避難行動要支援者への支援体制が必要

1-2) 異常な天然現象による長期的な市街地等の浸水

- ◆ 河川改修や幹線排水路の整備等による浸水対策が必要
- ◆ 森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上が必要
- ◆ 排水機場など内水排除施設の計画的な増強が必要
- ◆ 河川堤防や道路等を応急復旧する体制の構築が必要
- ◆ 水防災意識社会を再構築する取組みが必要
- ◆ 避難者に対し防災情報の的確な伝達が必要
- ◆ 要救助者に対する救助体制の構築が必要

1-3) 土砂災害による多数の死傷者の発生

- ◆ 土砂災害対策の推進や、町民への迅速で適切な災害情報の伝達が必要
- ◆ 土砂災害警戒区域の指定地域において、安全な土地利用の促進が必要
- ◆ 中山間地域の孤立を防止する対策が必要

※避難行動要支援者：高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など特に配慮が必要な方のうち、生活の基盤が自宅にあり、災害時に自ら避難することが著しく困難である方

1-4) 豪雪に伴う被害の拡大

- ◆ 道路管理者間の相互応援と除雪体制の強化が必要
- ◆ 孤立が予想される地域の連絡体制の強化や世帯情報等の確認が必要
- ◆ 交通対策に向けた取組みの強化が必要
- ◆ 地元の消防団や町内会等の協力体制が必要

1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- ◆ ICTを活用した災害情報の多様な伝達手段が必要
- ◆ 訪日外国人等に配慮した取組みが必要
- ◆ 町民の防災意識が向上する取組みが必要
- ◆ 防災教育や防災活動の推進が必要

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ◆ 避難所や家庭、事業所での生活必需物資の蓄積が必要
- ◆ 応援協定業者と連携し機能強化に向けた取組みが必要
- ◆ 上水道の耐震化や応急給水体制の整備が必要
- ◆ 交通ネットワークにおける災害対応力の向上が必要
- ◆ 緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化が必要

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ◆ 緊急輸送路の整備が必要
- ◆ 中山間地域における地域防災力の向上が必要
- ◆ 緊急輸送道路の迂回路となる支援道路の整備が必要
- ◆ 大雪に備えた雪害対策が必要

2-3) 消防等の被災による救助、救急活動等の資源の絶対的不足

- ◆ 救急救助機関が機能を維持するための対策が必要
- ◆ 救急救助機関における情報の収集伝達機能の強化が必要
- ◆ 耐震性防火水槽の整備が必要
- ◆ 警察や自衛隊との連携強化や要配慮者の救助体制の構築が必要
- ◆ 消防広域応援体制の強化や受援体制の整備が必要
- ◆ 浸水区域で取り残された人の救助体制の構築が必要
- ◆ 消防団や自主防災組織の災害対応力の向上が必要

2-4) 多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態

- ◆ 迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要
- ◆ 避難所の機能強化が必要
- ◆ 避難所における災害用備蓄品や防災資機材の充実強化が必要
- ◆ 避難生活の長期化に向けた支援体制の強化が必要
- ◆ 被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築が必要

2-5) 被災地における医療等の麻痺

- ◆ 災害時の医療体制や搬送体制の整備が必要
- ◆ ドクターヘリ活用による救急医療体制の充実が必要
- ◆ 社会福祉施設等における防災対策の強化が必要

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- ◆ 避難所における感染症の予防対策が必要
- ◆ 災害時に適切にし尿を処理する体制の整備が必要
- ◆ 下水道施設の耐震化が必要

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ◆ 地域防災計画等に基づく行政機関の機能保持が必要
- ◆ 避難所施設の耐震化や室内安全対策など防災機能の強化が必要
- ◆ 行政機関の機能保持のために必要な通信機能、電源、燃料などの整備が必要
- ◆ 情報を共有するためのシステム整備や通信設備の充実が必要
- ◆ 広域応援協定の締結や受援計画の整備など支援受入れに向けた体制整備が必要

4. 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断や風評被害等による経済活動の停滞

- ◆ 企業の事業活動を継続するための取組みが必要
- ◆ 物流拠点をつなぐ道路ネットワークの構築が必要
- ◆ 緊急輸送道路における防災・減災対策で必要な業務をできる限り中断させず、中断しても可及的速やかに復旧するための計画

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ◆ 災害時発生時にテレビ・ラジオ以外の情報発信手段の確保が必要
- ◆ 災害時における住民への情報伝達の強化の取組みが必要
- ◆ 住民間の情報伝達など地域防災活動充実のため自主防災組織の育成、強化が必要

5. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・上水道・燃料等を確保すると共に、これらの早期回復を図る

5-1) 上水道等の長期間にわたる供給停止と污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- ◆ 上水道施設の耐震化や応急給水体制の整備が必要
- ◆ 広域的な応援体制の構築や業務継続計画に基づく事前の対策が必要
- ◆ 生活排水対策の着実な推進が必要
- ◆ 下水道施設の耐震化や応急給水体制の整備が必要
- ◆ 農業集落排水施設の耐震化が必要
- ◆ 避難所におけるトイレなど衛生施設の整備が必要

5-2) ライフライン（電気、情報通信、燃料等）の長期間にわたる機能停止

- ◆ 電力・情報通信業者との情報共有体制の整備が必要
- ◆ 燃料供給業者との連絡体制の連携強化が必要
- ◆ エネルギー不足に備え、燃料の備蓄や災害対応型給油所の整備が必要
- ◆ 耐震性に優れたガス管に計画的に更新が必要

6. 制御不能な二次災害を発生させない

6-1) 地震火災による住宅密集地の延焼拡大

- ◆ 被害拡大が予想される地域の防火対策について強化が必要
- ◆ 建物密集地など消火が困難となる地域の防火体制の整備が必要
- ◆ 消防団の機能強化を図り地域防災力を向上することが必要
- ◆ ICTや先進の防災技術を駆使した災害対応が必要

6-2) ため池、排水機場、ダム、防災施設などの機能不全による二次災害の発生

- ◆ 農業水利施設の改修や補強、耐震化が必要
- ◆ ハザードマップ作成の推進等、ソフト対策と並行した災害対応力の強化が必要
- ◆ 土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備が必要

7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧復興が大幅に遅れる事態

- ◆ 災害廃棄物処理計画による体制整備が必要
- ◆ 災害廃棄物における適切な処理ルートの確立が必要
- ◆ 災害廃棄物の一時仮置場の確保が必要
- ◆ ごみの減量化やリサイクル向上に向けた取り組みが必要
- ◆ 廃棄物処理協定業者との災害時処理体制の構築が必要
- ◆ 大量の廃棄物を最終処分するため県や他市町村との連携や支援が必要

7-2) 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

- ◆ 町民一人ひとりの災害対応力の向上が必要
- ◆ 自主防災組織の活性化やレベルアップを図ることが必要
- ◆ 防災ボランティアの活動環境を整備することが必要
- ◆ 建設業者の担い手の確保や育成に取り組むことが必要
- ◆ 円滑な復興・復旧を図るために地籍調査の推進が必要
- ◆ 大量の廃棄物を最終処分するため県や他市町村との連携や支援が必要

【別表2】「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針

1. 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

1-1) 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者の発生

(住宅・建築物等の耐震化の促進)

- 住宅や建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、地震火災の発生にもつながるため、人的物的被害双方の軽減を目指して耐震化を推進する。
- 住宅や多数の者が利用する建築物等について、庄内町建築物耐震改修促進計画に基づき、国や県の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。
- 住宅の耐震化率の向上を図るため、町民に耐震診断・改修費の助成などの制度周知を進めるとともに、住宅耐震化の必要性の啓発や広報の充実を図り、総合的に耐震化事業を推進する。
- 地震発生時の土砂災害や宅地の崩壊に対して、関係行政機関と連携して急傾斜地対策などのハード整備を推進するとともに、土砂災害ハザードマップなどによる町民への注意喚起を行う。

(公営住宅の耐震化の促進)

- 町が管理する町営住宅について、庄内町建築物耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進する。

(家具類の転倒や非構造部材の落下等)

- 家庭での室内安全対策を進めるために、家具の転倒防止対策として、金具等による家具の固定やチェーンやワイヤーなどによる補強対策の普及・啓発を進める。
- 地震による建築物の窓ガラス飛散や天井落下、外装タイルの剥離や、看板等工作物の破損による落下被害を防止するために、建築物の適正な維持・管理や点検の重要性を継続的に啓発する。

(建築物やブロック等の倒壊による道路閉塞)

- ブロック塀の安全対策としての補助制度の活用や、老朽危険空家への解体助成、橋梁の耐震化などによる避難路の安全対策を推進するとともに、災害時の緊急避難場所や防災拠点となる公園・緑地の整備を推進する。
- 災害時における交通の混乱を最小限にとどめ、避難・救護等の災害応急活動機能の維持及び緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路の整備を推進する。

(地震発生直後に近隣住民による共助)

- 本町の自主防災組織の設置率は100%であるが、更なる組織力の充実を図るため自主防災組織の訓練実施率を高めていくとともに、防災士など防災リーダーの養成を図りながら組織のレベルアップをすすめ、災害対応力の向上を図る。
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援など、地域と連携した避難支援体制の整備を推進する。

(空き家対策の推進)

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、国、県等と連携して総合的な空き家対策を推進する。

《参考指標等》

- ・住宅の耐震化率 54.7% (H28) → 95% (R2)
- ・公共施設の耐震化率 89.5 (H28)
- ・自主防災組織の訓練実施率 62.6% (R1) → 100% (R5)

1-2) 異常気象による長期的な市街地等の浸水

(市街地の浸水対策)

- 都市化の進展による遊水機能の減少や山間部の開発等による河川の負荷増大とこれまでの浸水被害などを踏まえ、必要な幹線排水路の整備を計画的に実施するとともに、河川管理者による河川改修事業を促進する。
- 幹線排水路や排水機場などの排水施設の整備による浸水対策を推進するとともに、森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上を図る。
- 雨水調整池の整備を計画的に進めるとともに、各施設における改築更新を計画的に実施する。

(長期的な浸水被害の解消)

- 長期浸水を短時間で解消するために、河川管理施設などの地震対策を促進するとともに、排水機場などの内水排除施設の計画的な増強を推進する。
- 河川堤防の復旧や、内水排除などを速やかに実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や必要な資機材整備を推進するとともに、建設業者の協力を含め復旧・復興に向けた体制の構築に取り組む。

(水防災意識社会の再構築)

- 施設では守り切れない洪水・浸水は発生するものとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する取り組みを河川管理者と関係機関で連携して推進する。
- 住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、実効性のある「住民目線のソフト対策」を重点的に実施する。

(水害リスク情報の発信)

- 想定最大規模降雨（L2）による河川氾濫時の避難を迅速に行うための洪水ハザードマップの見直しや、防災情報の収集・伝達体制の強化などソフト対策を充実する。
- 防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）などを用いて気象情報などを的確に伝達するとともに、住民避難のためのタイムラインや避難計画を策定する。
- 豪雨災害に対応するため、いち早く気象情報等を収集・分析し、災害予測を立て、早い段階での避難所開設や的確な避難情報の発令につなげていく。

(浸水区域における要救助者への対応)

- 避難者を迅速に救助するため、消防機関や自衛隊、警察と連携した救助体制の構築を推進する。
- 洪水浸水区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導を強化し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

《参考指標等》

- ・洪水ハザードマップの策定 策定済み⇒更新予定(R4)
- ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル 策定済み⇒状況に応じて更新

1-3) 土砂災害による多数の死傷者の発生

(崩壊土砂による住宅や要配慮者施設の対策)

- 関係機関と連携して、砂防・急傾斜地対策などの土砂災害対策を推進する。また、土砂災害ハザードマップにより危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、土砂災害警戒情報の緊急速報メールなどにより迅速でわかりやすい情報の発信、伝達につなげていく。
- 土砂災害に伴う避難勧告等の発令基準を予め定めるとともに、要配慮者利用施設における迅速な情報伝達と避難を行う。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導を強化し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。
- 県の土砂災害警戒区域の指定を受けた地域について、安全な土地利用の促進、森林・農地・里山などの保全を推進し、総合的に防災機能の向上を図る。
- 落石や土砂崩壊による中山間地域の孤立を防止するため、狭隘道路の改良や中山間地域における臨時ヘリポートの整備などを推進する。

《参考指標等》

- ・避難確保計画の作成及び避難訓練の実施率 33% (R2)
- ・土砂災害警戒区域の指定 42箇所 (R2)
- ・土砂災害特別警戒区域の指定 25箇所 (R2)
- ・山間地域の臨時ヘリポートの整備数 2箇所 (R2)
- ・土砂災害ハザードマップ更新 (R2)

1-4) 豪雪に伴う被害の拡大

(除雪体制の確保)

- 降雪状況に応じて、積雪観測地点での降雪量及び現地パトロール調査結果に基づき出動時期を適切に判断し、早期除雪を行うとともに、10cm以上の降雪が予想される場合、除雪委託者に降雪量予測のメール配信等を行い除雪作業に備える。
- 大雪注意報や大雪警報などの防災気象情報での対応はもとより、局地的な大雪にも対応できる体制を構築する。
- 幹線町道（バス路線、緊急避難道路等を含む）については、最優先の除雪を行うとともに、道路管理者間の相互応援等、除雪体制の強化によるライフラインの確保を図る。
- 住民（町内会、PTA等）の協力による歩道除雪を推進し、通学路や公共施設等への安全な歩行者空間を確保する。
- 住宅密集地や人家連たん部の狭隘な道路においては、降雪状況に応じて排雪を実施する。
- 急勾配、急カーブ、橋梁、日陰区間等、路面凍結の抑制が必要と認められた区間については、凍結抑制剤の散布を行いスリップ事故等の防止に努める。
- 町保有の除雪機械をはじめ、民間借上機械、リース機械を活用し、迅速な除雪を実施する。
- 除雪オペレーターの育成に努め、迅速・的確な除雪体制の整備を推進する。
- 消雪装置施設の適切な維持管理を行う。

(孤立集落対策)

- 孤立が予想される集落に対しては、世帯情報や連絡手段等を整理し、台帳や地図情報として整備記録する。
- 被災状況が確認された際に迅速な救助、救援が行えるよう、関係機関と調整を図る。

(交通対策)

- 公共交通機関（路線バス、鉄道等）の運行状況等を適時的確に把握し、問い合わせ等への対応や広報を行うとともに、帰宅困難者への必要な支援を関係機関と連携を図りながら実施する。
- 道路渋滞が発生した際には、ラジオ等により渋滞情報を広報周知するとともに、不要不急の外出を抑制する。また、渋滞が長期化し、支援が必要な場合には、飲料、食料、燃料の提供を行う。

(消防対策)

- 消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防車庫等の除雪を実施する。必要に応じて、消防分団、自治会への協力を要請する。

《参考指標等》

- ・庄内町除雪事業計画及び雪害対策マニュアル(毎年見直し)
- ・豪雪対策本部の設置基準（狩川気象観測所で1m以上の積雪を観測）

1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 防災行政無線をはじめ、テレビやラジオ、インターネット、衛星携帯電話、Jアラート、Lアラート、Em-NetなどICTを活用した情報伝達手段の整備を図る。
- 市民に避難指示などの防災情報を確実に伝達するために、緊急速報メールやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）なども利用した情報伝達手段の多様化を図るとともに、通信設備の充実強化を図る。
- 訪日外国人等に配慮した避難誘導案内板や各種ハザードマップなどの整備を推進する。

(防災意識の向上)

- 町民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための施設や資材の整備、訓練への助成などにより自主防災組織の活性化を促進する。また、地域の防災リーダー育成や事業者の業務継続計画策定を促すなど、様々な対策により避難意識の向上を図る。
- 実践的な避難訓練や、競技会形式による応急手当による実技訓練を通して、自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように防災教育を推進するとともに、身近な安全対策(耐震化、家具固定等)を啓発する防災活動や、将来の地域防災を担う人材を育成するための教育を推進し、地域防災力の向上を図る。

《参考指標等》

- ・自主防災組織の訓練実施率 62.6% (R1) →100% (R5) (再掲)
- ・防災行政無線(戸別受信機)の整備推進
- ・自主防災組織の設置率 100% (R2)

※衛星携帯電話：人工衛星に直接アクセスすることで、一般的な携帯電話の電波が届かないエリアでも通話やデータ通信が可能な携帯電話

※Jアラート(全国瞬時警報システム)：通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(非常用物資の備蓄)

- 機能強化指定避難所への食糧等の備蓄品を充実強化するとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発し、県、町、民間事業者、地域団体などと連携して備蓄を推進する。また、生活必需品の調達について、事業者等との応援協定が災害時に適切に機能するよう連携を強化する。
- 上水道、ガス施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線管路のネットワーク化を推進するとともに、各種資機材の整備などによる応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を進める。

(家庭における備蓄)

- 家庭における備蓄については、町民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。また、避難時は、持参するように啓発する。

(供給体制の強化)

- 関係機関による高速道路、空港などの基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を図るとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化により、輸送手段の確保を図る。

(「道の駅」の防災拠点化の推進)

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める。

《参考指標等》

- ・ 上水道基幹管路の耐震化率 12.5% (R2)
- ・ ガス基幹管路の耐震化率 96.3% (R2)
- ・ 災害用備蓄食料 5,350食 (庄内町備蓄計画) (R2)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立状態の短時間の解消)

- 交通ネットワークの断絶が及ぼす中山間地域の孤立を防止するため、緊急輸送道路における橋梁の耐震化や狭隘道路の改良などを着実に推進するとともに、集落の活性化や森林・農地・里山の保全などの取組みにより、総合的に中山間地域の防災力向上を推進する。

(農道・林道の整備)

- 山間部における孤立集落の発生を防止するために、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を推進する。

(大雪等の対策)

- 町有除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど大雪に必要な除雪対策を確保する。
- 孤立が予想される集落に対しては、最新の世帯情報等を常に把握し、台帳や地図情報として整備記録する。
- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する。

《参考指標等》

- ・ 山間地域における臨時ヘリポート整備済み
- ・ 庄内町除雪事業計画及び雪害対策マニュアル（毎年見直し）

2-3) 消防等の被災による救助・救急活動等の資源の絶対的不足

(応急活動を担う機関の機能強化)

- 消防救急無線のデジタル化による通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化などにより、消防や救急活動における情報の伝達収集機能を充実強化する。
- 地震により消火栓が使用できないことを想定し、耐震性防火水槽を効果的に配置することを推進する。
- 被害想定に応じて必要な装備・資機材を整備し、救助・救急機関の災害対応力の強化を着実に推進する。

(応急活動の効率的な展開)

- 災害対策本部・消防・警察・自衛隊などの救助・救出活動機関の連携を強化し、要救助者や資機材の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、各関係機関との連携訓練によりその実効性を高めていく。
- 災害発生時に対策本部や救急・救助機関の機能を維持するために、通信手段・非常用電源の確保や水・食料・燃料の備蓄など、必要な対策を講じておく。
- 救命ボートを利用した講習・訓練などの取組みにより、浸水区域に取り残された町民が安全に浸水区域外に避難できる体制を構築する。
- 消防団の定数確保や車両・資機材の充実などにより消防団の活動能力向上を図るとともに、自主防災組織や学校と連携した防災訓練などの取組みを推進し、バイスタンダー（救急現場に居合わせた町民）の育成や地域防災力の強化を推進する。

(緊急消防援助隊派遣時の町内消防力の低下防止)

- 町内外で発生する大規模災害時に本町の緊急消防援助隊を派遣することになった場合でも、町内の災害に対応すべき消防力が低下しないよう、定期的な訓練の実施や隊派遣時における県内応援体制の構築等により、市町村の相互応援協定の実効性の確保を図る。

《参考指標等》

- ・消防団員の充足率 92.0% (R2) →95% (R4)
- ・消防救急無線のデジタル化率 100% (R2)

2-4) 多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態

(避難所の設置)

- 町職員や施設管理者、自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。
- 各校下において避難所運営協議会の設立を促進し、共助による自主的な避難所運営を推進する。
- 避難時に、家庭内の備蓄を持参するように啓発する。
- 小中学校などの指定避難所を有効に活用し、要配慮者に迅速に部屋割りを行うなど避難所の機能強化を図る。
- 指定避難所の災害用備蓄品について、健康・衛生用品の充実を図るなど備蓄体制を強化する。
- 観光客や外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難所への誘導體制を整備する。

(避難生活の長期化)

- 避難所での多様なニーズや要配慮者の特性に配慮し、避難者が安心して生活できる場を提供するとともに、保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持、災害情報や安否確認などの情報支援、専門家による心のケアなど、避難者の支援体制を整備する。
- 指定避難所に通信設備・発電機・資機材などを整備し、避難所施設の機能向上を進めるとともに、初期に開設する水防避難所について、常備品の増強配備を行い避難生活の充実を図る。
- 被災者の早期の生活再建を支援するため、応急危険度判定やり災証明発行、ライフラインの復旧、応急仮設住宅や復興住宅の供給などを早期に実行するための体制を整備する。

《参考指標等》

- ・ 自主防災組織の訓練実施率 62.6% (R1) →100% (R5) (再掲)
- ・ 指定避難所の指定箇所数 43 箇所 (R2)
- ・ 福祉避難所の指定箇所数 6 箇所 (R2)
- ・ 防災資機材(発電機等) 配備率 100% (R2)
- ・ 庄内町避難所運営マニュアル(毎年見直し)

2-5) 被災地における医療機能の麻痺

(災害派遣医療チーム (DMAT) による医療支援の推進)

- 災害時における医療確保のため、今後もDMATの機能強化に向けた定期的な訓練を実施する。また、DMAT指定医療機関である災害拠点病院等におけるチーム数の増加が求められていることから、計画的にDMAT隊員を養成するとともに、応急用医療資器材の整備を進める。

(ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実)

- 災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間のランデブーポイントの確保を推進する。

(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進)

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄確保を指導し周知を図る。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を行い、現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、福祉版DMATにあたる災害派遣福祉チームの創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。

(緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保のため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強、橋梁・道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する。

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(防疫対策の推進)

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について啓発し、普及を推進するとともに、定期的予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。

(避難所での感染症対策)

- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。

(下水道施設の耐震化)

- 大規模地震時には、未処理下水による衛生状況の悪化の恐れがあり、町民の生命・財産に係わる事態を生じる恐れがあるため、下水道施設の耐震化を推進する。

《参考指標等》

- ・ 予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチンの接種率 81.1% (R1)
- ・ 予防接種法に基づく四種混合ワクチン (破傷風を含む) 接種率 60.2% (R1)
- ・ 予防接種法に基づく高齢者インフルエンザワクチン接種率 58.8% (R1)
- ・ 庄内町新型コロナウイルス等対策行動計画策定済み
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部設置実績 (R2)

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(行政機能の保持)

- 行政機関の機能確保は極めて重要であり、庄内町地域防災計画に基づき、災害時の優先業務を最大限迅速・効果的に実施し、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより、行政の継続体制を強化する。
- 公民館等の避難所となる公共施設については、統廃合や集約化を含む施設の最適化を図りながら、耐震化など防災機能の強化を図る。
- 庁舎や公共施設の室内安全対策や各種データの喪失対策を推進するとともに、行政の継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材などの整備を推進する。
- 有線通信の途絶に備え、防災行政無線（衛星系）や衛星携帯電話の整備等の災害時の通信手段の多重化を図る。
- 町庁舎の機能不全に備え、立川総合支所に災害対策本部の代替機能を整備し、災害対応拠点の複線化を図る。

(受入れ体制の構築)

- 行政人員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援体制の整備など、支援人員の受入れ体制を構築する。また、応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を検討する。

《参考指標等》

- ・ 防災行政無線のネットワークシステム新設（R2.6 完成）
- ・ 山形県防災行政無線（衛星系）新庁舎移設完了（R2.5）
- ・ 災害時相互応援協定数 8 件（H29.3）

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) サプライチェーンの寸断や風評被害等における経済活動の停滞

(事業者における事業継続計画)

- 事業者による業務継続計画の策定や建物の耐震化など、災害発生時に企業の事業活動を継続するための取組みの促進を支援する。

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築)

- 物流上重要な役割を担う道路ネットワークが寸断されることにより、原材料や部品等の調達が困難となり、事業所等の生産停止といった事態を招く恐れがあるため、緊急時にも生産拠点相互や新庄酒田高規格道路、庄内空港などの物流拠点をつなぐ信頼性の高い道路ネットワークを構築する。

(緊急輸送道路の防災・減災対策)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路における、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)

- 災害で電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する。

《参考指標等》

- ・余目都市計画区域の整備、開発及び保全の指針の改定

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報伝達手段の確保)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート※)、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※ Lアラート…〔災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの〕

(災害時における住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、無線放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。
- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線の戸別受信機など情報一斉伝達システムについて、整備を促進する。

(自主防災組織の育成強化)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、市町村における組織化を促進する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。

《参考指標等》

- ・ 自主防災組織率 100% (R2)

5. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・上下水道・燃料等を確保すると共に、これらの早期復旧を図る

5-1) 上水道等の長期間にわたる供給停止と污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

(給水・ガス供給等対策の強化)

- 上下水道及びガス施設における基幹施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線管路のネットワーク化等の推進により、上水・ガス供給及び下水処理の安定化を図る。
- 迅速な応急給水や災害応急対策を実施するため、各種資機材や情報伝達機器の整備を進めるとともに、広域的な応援体制の構築や対策訓練、地域防災計画に基づくリスク対策の実施により、その実効性を高めていく。

(生活排水やし尿施設の対策)

- 発災後、住宅や避難所等からの生活排水を速やかに処理するため、下水道整備と合併浄化槽の普及促進による生活排水対策を進める。
- 農業集落排水施設の耐震化などの対策を推進する。
- 非常用電源の設置や燃料の備蓄、希积水の確保などの対策により、災害時に自立稼動する体制を構築する。また、現状の施設では対応できない避難所トイレから多量に発生するし尿についても、柔軟に処理対応できる施設整備を行う。

《参考指標等》

- ・ 上水道基幹管路の耐震化率 12.5% (R2) (再掲)
- ・ 浄水場(配水池)の耐震化率 92.1% (R2)
- ・ ガス基幹管路の耐震化率 96.3 (R2) (再掲)
- ・ 下水道基幹管路の耐震化率 30.7% (R2)
- ・ 庄内町新水道ビジョン策定済み
- ・ 庄内町ガス経営戦略策定済み

5-2) ライフライン（電気、情報通信、燃料等）の長期間にわたる機能停止

（電力・情報通信事業者等と連携）

- 災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信業者との情報共有体制について連携強化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達体制の強化を図る。

（石油・ガスの燃料確保）

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れなどが生じることを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡体制を強化する。
- エネルギーの供給停止に備え、災害対応型給油所の整備を促進するとともに、都市ガスについては耐震性に優れたガス管に計画的に更新を推進する。
- 地震火災による出火率を低くするため、感震ブレーカーの設置を促進する。（エネルギー供給事業者との連絡強化）
- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者との連絡体制を強化する。

6. 制御不能な二次災害を発生させない

6-1) 地震火災等による住宅密集地の延焼拡大

(住宅密集地の防火対策)

- 住宅密集地の火災防止に関する連絡及び調整を行うため、道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設ける。
- ひとたび火災が発生すれば延焼拡大の危険が高い建物密集地区について、延焼する可能性のある範囲をひとつの塊（延焼クラスター）としてグループ化し、火災の連担性に着目した「燃えにくい・燃え広がらない」ための空間を形成する対策を講じていくとともに、出火率の低減や初期消火力の向上につながるソフト対策を同時に推進する。
- 甚大な被害が見込まれる木造密集地区を重点化して、延焼遮断帯を形成するとともに、延焼速度を遅らせるため建築物の不燃化を促進する。
- 出火率の低下や初期消火力を強化するために、一般住宅に消火器や住宅用火災警報器、感震ブレーカー、家具類の転倒防止器具の設置や、防災製品等への取替えを広く普及啓発し、避難や消火の迅速化を図る。
- 木造住宅密集地域における消火栓使用不能時の対策として、遠距離送水資機材や低水位ストレーナー、耐震性防火水槽を整備する。

(その他防火対策の強化)

- 消防救急無線のデジタル化による通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化など、ICTを活用し情報の収集伝達機能を充実強化する。
- 災害用ドローンの導入など先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応出来る消防体制を構築する。
- 消防団員の定数確保を図り、団員の災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化するとともに、各消防分団に配備している消防ポンプ車や可搬式小型ポンプを計画的に更新することにより、地域防災力の充実強化を図る。
- 防火対象物においては、高齢者、要支援者又は外国人来訪者に配慮した防火安全対策を強化する。

《参考指標等》

- ・住宅用火災警報器の設置率(酒田広域行政組合) 79.0% (R1.6)
- ・消防団員の充足率 92.0% (R2.3) →95% (R4)
- ・消防救急無線のデジタル化率 100% (R2)
- ・消防団の装備充実(消防ポンプ車、小型動力ポンプ)の整備率 100% (R2)

6-2) ため池、排水機場、ダム、防災施設などの機能不全による二次災害の発生

(農業水利施設の整備及びため池ハザードマップ作成の推進)

- 被災した場合に地域住民の生活、財産等への影響が大きい農業水利施設（排水機場、ため池）について、計画的に改修・補強・耐震化等を図る。決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進し、ソフト対策と並行して災害対応力の強化を推進していく。
- 排水機場については、雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、老朽化による能力の低下や故障の発生を抑制するために計画的な予防保全対策を実施する。また、基幹排水路の適切な管理、排水機場耐震化計画の策定とともに、点検及び直営職員による機能診断を実施し、計画的に改修・補強・耐震化等を図っていく。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。
- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧復興が大幅に遅れる事

(災害廃棄物の処理対策)

- 庄内町災害廃棄物処理計画に基づき、発生災害廃棄物対応への体制整備を図るとともに、町民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進する。
- 災害廃棄物は、酒田地区広域行政組合ごみ処理施設が通常処理しない品目が多数含まれることが想定されるため、当該廃棄物の処理ルートを確認し、適正処理が困難な廃棄物が大量に発生する場合に備える。
- 災害廃棄物を一時的に保管する仮置場については、公有地の遊休地、未利用地、公園、駐車場とし、遅滞なく指定できるように計画する。
- 酒田地区広域行政組合ごみ処理施設について、地震等の大規模災害発生時を想定し、業務継続計画のマニュアルを策定する。
- 酒田地区広域行政組合ごみ処理施設において、家庭系ごみ以外の災害廃棄物等を焼却できる残余能力を確保するため、ごみ減量化、リサイクル向上を図る。
- 民間の廃棄物処理業者及び関連団体との協定締結を推進し、敏速な処理体制の構築並びに廃棄物のリサイクルを促進する。
- 大規模災害の場合は最終処分が必要な災害廃棄物量が膨大となることが想定されるため、県や他市町村との相互援助協定を締結し調整を行う。
- 災害廃棄物の対応を迅速に行うため、「庄内町地域防災計画」に基づき、災害対策フェーズに応じた廃棄物等への対応を行う。

《参考指標等》

- ・庄内町災害廃棄物処理計画策定 (R2)

7-2) 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(町民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)

- ひとたび災害が発生すれば、行政による「公助」では一定の限界がある為、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組みを推進していく。

(自主防災組織の強化)

- 地域の防災力を高めるため、地域防災リーダーである防災士の育成やスキルアップを図るほか、自主防災組織アドバイザーを活用し組織の活性化を図る。
- 自主防災組織のランクアップを図るために、活動実績等による評価制度を導入し組織の機能を強化する。

(災害ボランティアの活動環境の整備)

- 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、被災者の生活復旧に災害ボランティアの果たす役割は、きわめて大きくなることから、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、社会福祉協議会と連携をとりながら、ボランティア活動の環境整備を図っていく。また、災害時にボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを育成していく。

(建設産業の担い手確保・育成)

- 建設産業では、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、将来にわたる担い手不足が課題となっており、社会資本の整備や除雪・災害時の対応など地域の安全・安心の確保に懸念が生じていることから、業界団体と行政とが連携して、3D-CADなどのICT技術の積極的な活用を図り、担い手の確保・育成に取り組む。

(地籍調査の実施)

- 被災後の円滑な復旧・復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であり、地籍調査を推進する。

《参考指標等》

- ・ 防災士数（庄内町からの助成者）8人（R2）
- ・ 自主防災組織の設置率100%（R2）（再掲）